

各土木事務所長 様

交通基盤部長

令和 5 年度の道路工事及び道路占用工事等の抑制
について（通知）

このことについて、観光、帰省、催事等が集中し交通量が増加する時期において、道路の安全と交通の円滑化を図るため、下記により道路工事等の抑制を実施することとしたので、一層の配慮をされたく通知します。

ついでには、道路占用者及び関係者等に周知し、抑制の効果を高められるようお願いいたします。

また、全県で統一的に実施するもののほか、各地域の実情に応じて独自に抑制期間を設定する場合は、隣接する土木事務所と連携し抑制の効果を高められるよう御配慮願います。

記

1 抑制期間

(1) ゴールデンウィークの期間

令和 5 年 4 月 29 日（土）から令和 5 年 5 月 7 日（日）まで

(2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間

令和 5 年 8 月 11 日（金）から令和 5 年 8 月 16 日（水）まで

(3) 年末年始の休日等の期間

令和 5 年 12 月 23 日（土）から令和 6 年 1 月 3 日（水）まで

(4) 年度末の期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

(5) 河津さくらまつり等伊豆地域春季観光イベント実施期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで※

※下田土木事務所、熱海土木事務所及び沼津土木事務所のみで、各日午前 6 時から午後 8 時まで。

2 抑制対象道路（箇所）

(1) ゴールデンウィーク、夏季観光及び帰省ラッシュ、年末年始の休日等の各期間とも県管理道路全線。ただし、交通量が少ない道路で工事を抑制する必要がないと土木事務所が認める道路を除く。

(2) 年度末

ア又はイのいずれかに該当する東日本旅客鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社（以下これらを「JR」という。）の駅（※）から、半径 2 キロメートルの範囲内に存する県管理道路。ただし、交通量が少ないなどの理由で工事を抑制する必要がないと土木事務所長が認める

道路を除く。

ア 人口 10 万人以上の都市における J R の主要な駅

イ 1 日当たりの乗車人員が 5,000 人以上である J R の駅

※抑制対象駅

J R 熱海駅	J R 伊東駅	J R 三島駅	J R 沼津駅
J R 富士駅	J R 富士宮駅	J R 焼津駅	J R 西焼津駅
J R 藤枝駅	J R 島田駅	J R 掛川駅	J R 袋井駅
J R 磐田駅			

(3) 河津さくらまつり等伊豆地域春季観光イベント実施期間

下田土木事務所、熱海土木事務所及び沼津土木事務所の管理道路のうち、下田土木事務所管内の地域への主要なアクセス道路となっている路線（国道 135 号、136 号及び 414 号の一部区間並びに県道下佐ヶ野谷津線、県道稲取港線及び県道稲取停車場線の全線）。

なお、(2)の抑制期間における抑制対象箇所について、昨年度から変更がある場合、新たな抑制対象道路箇所図（抑制範囲が分かるもの）を道路保全課宛てに**電子データ**で送付してください。

また、貴所管内の市町、所轄の警察署及び関係占用者への周知についても併せてお願いします。

3 抑制内容

(1) 車線規制を伴うすべての道路工事。ただし、道路の災害復旧及び損傷復旧、占用物件の復旧工事、除雪等緊急を要する工事についてはこの限りではない。

(2) 工事抑制期間前までに路面の復旧を図り、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにすること。

なお、仮復旧等により通行させる場合は、工事現場及び資材置場等への防護措置を行い、当該箇所へ所定の標識及び灯火（赤色ランプ）を掲げ、必要に応じて道路パトロールを強化する等、通行者の安全に留意すること。

4 その他

抑制期間ごとに、事前に交通基盤部ホームページに掲載する。

担当 道路局道路保全課
道路管理班 手島
電話番号 5-100-3488
FAX 番号 5-100-3337